



2018年5月10日

各位

G M B 株式会社  
代表取締役会長兼社長 松岡信夫  
(コード番号：7214 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営管理室長 善田篤志  
( 0745 - 44 - 1911 )

### 特別調査委員会の設置に関するお知らせ

2018年5月7日付「弊社製品の一部に関する不適切行為および決算発表延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、弊社国内工場において製造した一部の製品において、弊社内で製造した部品を組み付けるべきところ、販売先の事前承認を得ることなく、中国メーカーから購入した部品を組み付けた上、販売・出荷していたことが社内の内部調査において判明いたしました。また、一部において出荷関連データの書き換えを行い、弊社製造による部品を組み付けたとして出荷していたことも判明いたしました。(以下、当該行為を「本件不適切行為」とします。)

これを受けまして、弊社は本日開催の取締役会において、外部専門家を交えた特別調査委員会を下記のとおり設置することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 特別調査委員会の設置の目的

本件不適切行為の内容および原因の調査、再発防止策の提言等を行うため、特別調査委員会を設置し、調査を実施いたします。

#### 2. 特別調査委員会の構成

特別調査委員会の委員の構成につきましては、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士を中心とした有識者を構成員としております。

委員長	井上 圭吾	弁護士 アイマン総合法律事務所
委員	安部 将規	弁護士 アイマン総合法律事務所
委員	中川 雅晴	公認会計士 弊社社外監査役

#### 3. 今後の対応について

弊社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。

また、特別調査委員会による調査の結果、明らかになった事項につきましては、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者およびお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上